

## 神奈川県議会 令和7年第2回定例会 建設・企業常任委員会

令和7年7月22日

### 意見発表

#### ◆亀井たかつぐ委員

公明党神奈川県議団を代表しまして、当委員会に付託をされました諸議案等について、意見、要望を申し述べます。

まず、国庫補助金の収入漏れについてであります。

今回の収入漏れが県の手続上のミスに起因していること、また、たとえ、制度上補填の道があったとしても、国の会計年度独立の原則の下、そのハードルが極めて高いという現実を改めて認識したところであります。

今回、収入できなかった約1億3,000万円という金額は、決して軽視できるものではなく、県の貴重な財源が失われたという事実は極めて重く受け止めるべきです。今後、こうした事態を二度と繰り返さないためにも、まずは、今回の経緯や手続上の課題、業務体制の不備等を徹底的に検証し、再発防止策を、具体的かつ実効性のある形で早急にまとめが必要と考えます。また、国の補助制度における過年度支出などの例外的な措置の適用可能性についても、引き続き制度の趣旨や運用実態を丁寧に整理しながら、可能性があるのであれば、国との丁寧な協議を重ね、補填に向けて粘り強く交渉いただくことを要望します。

次に、活性炭談合に関する損害賠償請求訴訟の和解についてです。

活性炭談合に関し、損害賠償請求訴訟が和解に至ったことは、一定の前進と受け止めます。しかし、企業庁が約260万円の訴訟費用を負担する一方、和解金額は50万円余りにとどまって、結果的に県民負担となっています。

談合という公正な取引を害する行為には厳正な姿勢が求められます。今回、談合に関与したとされる卸売業者3社は、その後の入札には関与していないものの、制度上の制約から、今後の入札参加制限が困難である現状には強い懸念を覚えます。神奈川県としても、再発防止策の強化と併せて公正な契約制度の確立に向け、制度改正を含めた国への働きかけを強く要望します。

次に、県営水道における有機フッ素化合物の水質基準化への対応についてです。

令和8年4月から、PFOS・PFOAの水質基準引上げに向け、県営水道においては、既に検査を実施し、全て不検出であること。また、仮に検出された場合においても、活性炭による処理をはじめ、取水停止や浄水場の切替えといった具体的な対応が定められていることを確認でき、県民の水道水の安全確保に向けた取組が着実に進められていることを評価します。

一方で、PFOS・PFOAは、分解されにくく、環境中に長期間残留する特性を持つことから、今後、河川流域や地下水への影響が新たに顕在化する可能性も否定できません。また、米軍基地をはじめとする周辺施設からの排出に対する住民の不安も根強く存在しています。こうした状況を踏まえ、今後も、神奈川県として、水質検査の継続的な実施と検出時の迅速な対応、また、近隣自治体や事業者との連携による水質保全の徹底、そして、米軍基地等を含む関係機関に対する継続的な働きかけと情報共有、そして最後に、住民への分かりやすい情報提供

の推進、これを着実に行って、県民に対し、安全・安心な水道水の安定供給を確保していただくことを強く要望します。

以上で、本委員会に付託されました諸議案等について賛成を表明して、意見発表とさせていただきます。